

杉並区選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項並びに、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定により、直接請求に要する法定数を次のとおり告示する。

令和8年6月20日

杉並区選挙管理委員会

選挙権を有する者の50分の1の数

9,825 名

選挙権を有する者40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数

148,537 名

選挙権を有する者の6分の1の数

81,871 名